

151

貸金業法

令和5年度 問題1

A ☐☐☐

貸金業法上の用語の定義等に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なものの個数を1～4の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 貸金業者とは、貸金業法第3条第1項の登録を受けて貸金業を営む者を行い、これには貸付けに係る契約について業として保証を行う者も含まれる。
- b 資金需要者等とは、資金需要者である顧客、債務者又は債務者であった者をいう。
- c 住宅資金貸付契約とは、住宅の建設もしくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。
- d 手続実施基本契約とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と貸金業者との間で締結される契約をいう。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個

151	貸金業法	貸金業法上の用語の定義等	2
-----	------	--------------	---

a 適切でない

貸金業者とは、貸金業法3条（登録）1項の登録を受けて貸金業を営む者をいう（2Ⅱ）。

上記の貸金業とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。）で業として行うものをいう（2Ⅰ）。

→ 貸金業には、貸付けに係る契約について業として保証を行うことは含まれず、貸金業者にも、貸付けに係る契約について業として保証を行う者は含まれない。

したがって、aの記述は、適切でない。

b 適切でない

資金需要者等とは、顧客等又は債務者等をいう（2Ⅵ）。

上記の顧客等とは、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう（2Ⅳ）。

上記の債務者等とは、債務者又は保証人をいう（2Ⅴ）。

→ 資金需要者等には、債務者であった者は含まれない。

したがって、bの記述は、適切でない。

c 適切である

住宅資金貸付契約とは、住宅の建設もしくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう（2ⅩⅦ）。

したがって、cの記述は、適切である。

d 適切である

手続実施基本契約とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と貸金業者との間で締結される契約をいう（2ⅡⅩⅢ）。

したがって、dの記述は、適切である。

152

貸金業法

令和5年度 問題2

A ☐☐☐

次の a～d の記述のうち、貸金業法第6条第1項各号のいずれかに該当する者として貸金業の登録を拒否されるものの組み合わせを1～4の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- a 破産手続開始の決定を受けて復権を得た日から5年を経過しない者
- b 出資法（注）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- c 貸金業法第24条の6の4（監督上の処分）第1項の規定により貸金業の登録を取り消された株式会社の取締役を当該取消しの日の30日前に退任した者であって、当該取消しの日から5年を経過しないもの
- d 株式会社であって、その常務に従事する取締役がすべて、貸金業者以外の金融機関での貸付けの業務に3年以上従事した経験を有するが、貸金業者での貸付けの業務に従事した経験を有しないもの

（注）出資法とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律をいう。

- 1 a b
- 2 a d
- 3 b c
- 4 c d

a 拒否されない

内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業法3条（登録）1項の登録を受けようとする者が一定の場合に該当するときは、その登録を拒否しなければならない（6 I）。

上記の一定の場合には、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者が含まれる（6 I ②）。

→ 破産手続開始の決定を受けて復権を得た日から5年を経過しない者は、貸金業の登録を拒否されない。

したがって、aの記述は、拒否されない。

b 拒否される

上記aの一定の場合には、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が含まれる（6 I ⑤）。

したがって、bの記述は、拒否される。

c 拒否される

上記aの一定の場合には、24条の6の4（監督上の処分）第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）が含まれる（6 I ③）。

→ cの記述の通り、24条の6の4（監督上の処分）第1項の規定により貸金業の登録を取り消された株式会社の取締役を当該取消の日の30日前に退任した者であって、当該取消の日から5年を経過しないものは、3条1項の登録を拒否される。

したがって、cの記述は、拒否される。

d 拒否されない

上記 a の一定の場合には、貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者が含まれる（6 I ⑮）。

貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が一定の基準に適合するかどうかを審査するものとする（施行規則 5 の 7 I）。

上記の一定の基準には、常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に 3 年以上従事した経験を有する者が含まれる（施行規則 5 の 7 I ②）。

→ 貸付けの業務に従事していればよいのであって、貸金業者での貸付けの業務に従事する必要はない。

したがって、d の記述は、拒否されない。